

華族世襲財産の設定状況について

後 藤 靖

目 次

はじめに

1. 世襲財産法のねらい
2. 世襲財産設定の概況
3. 巨大設定者の状況

はじめに

わが国の華族制度は、1869年（明治2）6月の版籍奉還と同時に公卿と大名を華族に列したことはじまり、帝国議会の開設を前にして、貴族院の主要な構成者とするために1884年（明治17）7月7日に華族令を制定し、新たに維新の功労者を華族に任命することによってひとまず完成された。華族制度は、もともと華族層を「皇室の藩屏」とし、形成途上の天皇制国家の階級的基礎を固めることをねらったものであり、したがって華族は政治的・社会的特権身分として位置づけられたものである。その政治的特権は、帝国憲法の発布と同時に勅令第11号で公布された貴族院令によって確定されたといつてよい。貴族院令は、皇族および公・侯爵からの互選議員30名（終身）、伯爵・子爵・男爵からの互選議員104名（7年任期）を定めたのである。このことは、華族層が帝国議会という国家機関に参画して、天皇制国家の政治過程を協賛する特権を付与されたことを意味する。

華族がその政治的・社会的特権を維持し発揮するためには、彼ら自身の経済

の基盤が安定していなければならない。その基礎は、一応は、秩禄処分の際に高額な金禄公債が与えられ、またその公債を基金として第十五国立銀行が創設されたことによって、公債の利子収入と銀行の利潤配当その他の収入で保障されていた。しかし、中小の華族層の場合には、社会的状況の変化や個人的理由によって、その所有財産の安定性は必ずしも確固たるものではなかった。政府が1886年（明治19）4月28日に華族世襲財産法（勅令第34号）を公布し、華族所有の財産を保護しようとしたのはそのためである。本稿は、それにもとづいて設定された世襲財産を具体的に明らかにしようとするものである。

ところで、華族の財産所有状況や投資活動についての研究は、最近になって漸く本格的に手がつけられ始めた¹⁾。それらの研究は、華族層が日本資本主義の形成・発展の上に果たした経済的役割を知るうえで大変に貴重なものである。しかしながら、これらの論稿は特定の個別の華族の資産形成か、あるいはその投資活動を解明しようとしたものであり、華族全体の土地所有や公債所有まで含めた全財産の所有状況を明らかにしたものではない。もっとも、全華族の財産所有状況を明らかにする資料を入手することが困難であるという現況では、このことを解明することは不可能であることはいうまでもない。しかし、設定された華族世襲財産を分析することによって、ある程度まで推測することは可能である。

華族世襲財産法は、個々の華族が世襲財産を設定しようとする場合には宮内大臣に届け出で、宮内大臣はその財産が土地であるときにはそれが所在する府県庁に対し、また銀行や会社株については当該銀行や会社に対して、ともに「官報」および特定の新聞に公示することを命じた。だから、「官報」の記載事項を仔細に検討することによって、誰が・何時・何を世襲財産として設定したかをほぼ知ることができる。「ほぼ」というのは、どのような理由にもとづくかは推測できないけれども、かなりの脱漏があるように思われるからである。というのは、設定された世襲財産額を各銀行・会社株、田畑、山林、宅地、公債ごとに累計している「帝室統計書」の数値と比べると、各項目においてかなり大きな差異があるからである。この誤差は、恐らく一旦は設定された財産が

解除されたとき、「官報」にその解除公示がなされていないという事情によるものと思われる。「官報」ではそのような欠陥がなきにしもあらずといわなければならないが、「帝室統計書」は累計額を示しているに過ぎないため、個々人の設定状況を知る上では「官報」を利用する以外にはない。私が「官報」によって世襲財産の設定状況を検討しようとする意図はここにある。

世襲財産法が廃止されたのは1946年3月13日であり、現実に1940年代まで世襲財産が設定されていたのであるから、世襲財産の全貌を明らかにするためにはこの時点までを取り上げなければならないが、ここでは紙数の関係から明治期に限って検討することにする。

- 1) 最近の研究の主なものとしては、松平秀治「明治期尾張徳川家の経済構造」（社会経済史学41巻5号）、星野誉夫「日本鉄道と第十五銀行」（武蔵大学論集）、千田稔「華族資本の成立・展開」（社会経済史学52巻1号）、同「華族資本としての侯爵細川家の成立・展開」（土地制度史学116号）、伊牟田敏充「華族資産と投資行動」（地方金融史研究18号）、後藤靖「日本資本主義形成期の華族の財産所有状況」（立命館経済学34巻6号）などがある。

1 世襲財産法のねらい

世襲財産法は、さきにもいったように1886年（明治19）4月28日に公布された特別法である。そのねらいは、同法を審議した元老院会議（86年4月5、8、19、21日）での政府委員・法制局参事岩崎小次郎の提案理由につくされている。彼は、こう述べている。

維新以来二十年間ノ経験ニ拠リテ華族ノ生計ノ状況ヲ考察スルニ、年ヲ遂フテ不良ノ傾向ヲ生ズルガ如シ。是レ其固有財産ノ保持方ヲ欠クニ原由ス。蓋シ華族ヲシテ其品位ヲ保チ、其風儀ヲ乱サザランメントセバ宜ク其生計ノ元素タル財産ヲ保護スベキナリ。政府若シ之ヲ度外視シテ敢テ救護ノ策ヲ運ラサズンバ、遂ニ立国ノ基本ヲ危殆ノ地ニ陥ラシメントス。……今日ノ現状ヨリ推スモ、将来却テ其ノ財産ノ異動ヲ来サン。故ニ先ズ出願者ニ限り現有財

産ニ保護ヲ与エ、以テ華族ノ品位ヲ保持セシメントス。云々¹⁾

この発言から明らかなように、華族がその財産を失うことは単に一華族がその品位を失うにとどまらず、華族制度の存在そのものにかかわるものであり、引いては「立国ノ基本ヲ危殆ノ地ニ陥ランメ」るものとなるから、そのような事態を招かないために世襲財産法の制定が必要だといっているのである。

この法案が4月5日に上程されたとき、議員の間では多くの反対意見が出された。その急先鋒は旧唐津藩士の村田保であった。彼は、「僅々五百戸ノ少数ナル華族ノ為メニ本法ヲ設クルハ実ニ偏頗ノ甚ダシキ者ト言フ可シ。現時欧州各国ノ状態ヲ察スルニ人権ハ日ニ月ニ均一ニ赴クニ、我邦ハ之ニ反シテ偏頗ナル法律ヲ発スルハ実ニ得策ニ非ザルベキナリ」といい、廃案論を主張した。また、神田孝平も華族制度の必要性を前提としながらも、「自ラ一家ノ財産ヲスラ守ル能ハザル如キ華族ハ国家ノタメニ何ノ効功ヲ為ス有ラン。腐敗華族ハ自然ノ淘汰ニ委シ、国家ニ功勞アル者ヲ挙ゲテ新ニ華族ニ叙ス可キナリ」と主張して廃案論を唱えた²⁾。だが、この廃案論は当日の出席者48名のなかの12名の賛成をえただけで葬られた。廃案説は葬られたとはいえ、12名もの賛成者があったことは見逃してはならない。というのは、財産喪失者はその殆どが公卿華族であっただけに、そこには武家出身の元老院議員の公家に対する強烈な対抗意識が存在したことを示しているからである。

この廃案論に対して、法制定を強硬に主張したのは中村正直、加藤弘之、津田真道らかつて明六社同人たちである。中村は、「今日ノ華族ハ是レ祖先ノ勲功ニ因テ其ノ地位ヲ有チ、長ク皇室ノ藩屏タルモノナリ。……然ラバ即チ今日ニ於イテモ華族ヲ保護シテ以テ皇室ノ藩屏タラシムルハ固ヨリ当然ノコト」と主張し、この見解が大勢を占めた³⁾。中村や加藤、津田の同様な発言内容は、明六社同人たちの啓蒙主義の本音を知る上で見逃すことのできないものでもある。

ともあれ、政府提案は部分的な修正が加えられただけで元老院を通過し、全二十七条からなる華族世襲財産法は勅令で公布された。その内容の主なもの⁴⁾は次の諸点である。

- (1) 世襲財産は、その総額が毎年500円以上の収益を挙げる財産に限る。
- (2) 設定財産の種類は、(イ)第一類＝田畑・山林・宅地・塩田・牧場・池沼等、(ロ)第二類＝政府発行の公債・証書、政府の保証または監督に属する銀行・会社の株券、(ハ)家屋・庭園・凶書・家宝であるが、(イ)の収益は世襲財産の収益制限額に加算することは出来ない。
- (3) 負債義務ある財産は世襲財産となすことは出来ない。
- (4) 第二類の財産は宮内大臣の許可を得て第一類の財産と変更できるが、第一類を第二類に代替することは出来ない。
- (5) 第二類の財産で元金の支払いを受けたときには、一年以内に他の財産でその欠損分を補填すること。
- (6) 世襲財産の所有者は、その純収益を抵当に負債をすることができるが、収益の三分の一を超えてはならない。また、債主も三分の一以上を差押えすることは出来ない。
- (7) 世襲財産は債主が差押えて、これを公売処分に付することはできない。但し国税等の不納の場合はその限りではない。
- (8) 世襲財産は設定者が随意に廃止することは出来ない。
- (9) 世襲財産は宮内大臣が管理し、その設定に際しては第一類および第二類の公債については所轄の府県庁、株券は当該会社・銀行に命じて官報および特定の新聞に公示さす。
- (10) 世襲財産は家督を相続すべき男子なき場合、或は爵を奪われ又は除族となったときはその効力を失う。
というものである。

世襲財産の最低限額を年収益500円以上としたのは、この収益であれば「中等ノ生活ヲ為スニ耐ユヘシ」ということと、これであれば527戸の華族のうち423戸が世襲財産を設定できるという理由からであり、それによって天皇制国家の階級的基礎を構成しようとする政治的配慮によるものであった。

これと同時に着目しておかなければならないのは、設定財産の解除の禁止（第十六条）と抵当の禁止（第十一条）および債主の差押え禁止（第十四条）の

規定である。解除および質入れの禁止規定は、華族の私的所有権に対する制限を意味していることは否定できない。しかしながら、この所有権に対する制限規定は、もともとは華族財産にたいする国家権力による保護を基本的な目的としたものとみるべきであろう。債主の差押え禁止規定がそのことを端的に物語っている。1890年4月21日に民事訴訟法が公布され、その中には差押えの禁止物件に関する条項が規定されている。しかしながら、世襲財産法のなかに盛られている差押え禁止物件の規定はそこには見出せない。にもかかわらず、世襲財産法の諸条項は1946年に廃止されるまで生き残っていたのである。その意味で、世襲財産法は華族保護の特別法であったといわなければならない。

世襲財産法のいま一つの特徴は、男子の長子相続を明記している点である。この点について法案の審議過程で、議官の伊丹重賢が「若し戸主失踪して男子なきときは世襲財産は之を如何するや」という質問を発したとき、同じ議官の柴原和が「華族令には女子を以て戸主と為すの明文あれば、此の女戸主を以て世襲財産の効力を保有せしめて可ならんと思惟せしも、女戸主には爵位を賜はず、無爵位の世襲財産を有するを得ざるは固より明白なり」という反論によって立ち消えた⁵⁾。ついでながら、この長子相続制は大正から昭和初年にかけての臨時法制審議会での民法改正審議にさいして問題となった家産制度をめぐる論議のなかで、委員長富井政章が「華族世襲財産についても余程非難があるようであります」といいながらも、結局はこれに範をとる家産制度を制定すべしという意見が大勢を占めたのである⁶⁾。このことからみても、華族世襲財産法はその後の日本の長子相続制を決定づけた重要な法律であったといえることができる。

それにしても、この法律は華族個人が宮内大臣に申請するという任意法であり、華族全体に対する強制法ではなかった。従って、華族局の推進運動にもかかわらず、後でみるように、設定華族数は公家華族で43.1%、武家華族でも65.5%であり、新列に至っては10%台でしかなかった。

1) 『元老院会議筆記』後期、第二十四巻、参照。なお、千田稔氏の「華族資本の

成立・展開」は明治十年下半期の華族の負債状況を仔細に分析している。

- 2) 3) 5) 【元老院会議筆記】後期，第二十四卷。
- 4) 「法令全書」（明治19年4月28日）
- 6) 磯野誠一「華族世襲財産法制定と改正の経過」（家永三郎編『明治国家の法と思想』所収）参照。
- 7) 華族局は、各華族に対して明治十九年五月二十七日に「今般華族世襲財産法發布相成る者は永遠確乎たる財産維持法なれば精々出願人の多からんことを望む」という通達を行い（『華族会館誌』上巻，589頁），また「世襲財産親属会議員」を定めて設定を促進している（「官報」明治十九年九月十七日号，参照）。

2 世襲財産設定の概況

[1] 設定の概況

では、世襲財産はどのように設定されたのであろうか。1886年（明治19）から1912年（明治45＝大正1年）までの設定状況を、「官報」を素材にして年次毎に整理すると表1のようになっている。なお、個々人の具体的設定状況については、ほぼ5年毎にはあるが整理して本稿末尾に総括表として掲げておいたので参照していただきたい。

ところで、最初の設定者は華族局長岩倉具定であり、明治19年8月13日に日本鉄道400株を、次いで8月16日に千葉県東葛飾郡豊四季村に所有している宅地・畑地合計39町3,119、さらに8月17日に第十五銀行2,000株を設定している。この同じ8月17日に板倉勝観も第十五銀行株80を設定しており、この二人によって世襲財産設定の端緒が作られたといえる。これを契機として世襲財産の設定は進行するが、華族局もしばしば個々の華族に対して設定するよう働きかけている。その結果として、かなり多くの華族が設定した。ここに整理したのは、第十五銀行株や日本鉄道株を設定していなくても、他の株やその他の財産を設定している者も勿論のこと含んでいる。

「官報」によって整理した数値と対照させるために、参考までに「帝室統計書」のものを掲げておこう（表2）。

表1 世襲財産設定状況 < > は解除数

年次	人	十五銀	日銀	正金	勸・興	鉄道	郵船	其他株	公債	田畑	山林	宅地
1886	46	26,379	0	0	—	3,306	0	0	148	82	0	101
1887	53	46,272	21	0	—	5,652	3,856	450	390	215	6	14
1888	27	14,502	100	0	—	4,379	300	0	21	192	0	168
1889	18	12,341	70	30	—	2,888	0	83	0	357	2	34
1890	21	4,186	0	0	—	386	180	40	17	355	0	74
		—	—	—	—	—	—	—	<37>	—	—	<1>
1891	18	7,403	30	0	—	1,021	0	0	0	765	0	24
		—	—	—	—	<266>	—	—	<22>	<8>	—	—
1892	44	4,106	1,120	0	—	6,683	310	152	415	309	50	117
		<200>	—	—	—	—	—	—	<14>	—	—	—
1893	46	3,908	0	0	—	1,144	741	78	31	806	1,611	46
		<292>	—	—	—	<700>	<376>	<26>	—	—	—	<9>
1894	44	1,611	0	0	—	3,694	0	1,805	460	1,090	26	35
		<5,658>	—	—	—	—	<21>	—	—	—	—	<5>
1895	39	47	0	0	—	526	84	100	245	376	10	268
		<2,781>	—	—	—	<183>	—	<1,665>	—	—	—	—
1896	31	1,195	1,030	300	—	852	590	138	383	28	0	71
		<981>	—	—	—	—	—	<150>	—	<912>	—	—
延 386人 実 213人		123,394 <9,912>	2,705 —	330 —	— —	30,412 <1,332>	6,061 <397>	2,846 <1,862>	2,131 <73>	4,575 <920>	1,704 <0.5>	952 <15>
1897	190	93,680	1,065	826	—	42,783	1,956	1,550	1,350	100	47	85
		—	—	—	—	—	—	—	<145>	<1>	—	—
1898	38	5,664	0	0	—	4,037	200	380	210	372	1	219
		<1,000>	—	—	—	—	—	<100>	<7>	<6>	—	—
1899	23	893	0	0	—	248	100	0	60	63	164	65
		—	—	—	—	—	—	—	<10>	—	—	<5>
1900	18	2,184	465	100	—	4,135	0	0	185	124	0	13
		—	—	—	—	—	<84>	—	<4>	<1>	—	<5>
1901	23	630	0	80	—	2,600	1,200	0	37	65	1	7
		—	<20>	—	—	<287>	—	<20>	<8>	<2>	—	—
1902	35	273	0	195	—	4,501	0	0	382	250	267	6
		<30>	—	—	—	—	—	—	<45>	<81>	—	<10>
1903	32	1,064	390	140	—	12,848	1,503	0	166	67	2	5
		<148>	—	—	—	<500>	—	—	<10>	<2>	—	—
1904	30	179	57	0	—	1,180	160	0	130	28	0	3
		<100>	—	—	—	—	—	—	<100>	<2>	<1>	<1>
1905	23	1,049	0	2,690	248	除外	189	248	172	49	4	34
		—	—	—	—	—	<1,000>	<2,440>	—	<5>	<3>	—
1906	82	6,001	305	50	0	—	7,094	100	789	305	202	64
		<987>	—	—	—	—	<150>	—	<6>	<2>	<2>	<2>

1907	29	360 (500)	0	0	40	0	0	167	82	102	38
1908	20	191 (122)	0	0	50	300	0	39	444	2	3
1909	24	116	30	110	2,000	500	0	1,086	26	0	0
1910	53	1,087	0	0	0	0	0	1,200	14	3	52
1911	42	90	0	0	210	555	0	890	3	238	33
1912	23	0	50	50	130	0	0	851	8	0	3
延 685人 実 273人		113,561 (2,887)	5,067 (20)	4,521 (20)	2,678	19,818 (1,631)	5,124 (4,424)	6,575 (1,082)	2,737 (14)	1,579 (52)	

- (註) (1) 単位：第十五銀行～その他株は1株、公債は千円、田畑・山林は町、宅地は千坪。
(2) 1896年で一応区切ったのは、第十五銀行が国立から民営に移行し、改めて設定が行われたためである。これと同時に日本鉄道株も設定変更が行われた。
(3) 勸・興銀には北海道拓銀と大阪農工銀を含む。
(4) その他株は東京海上保険・北海道炭礦汽船・京釜鉄道であるが、東京海上は1906年、北炭は1900年に除外された。従って集計は行っていない。なお、日本鉄道も1906年に除外される。
(5) 公債についても償還期限が区々であるため集計は行っていない。
(6) 「官報」（明治19年～大正1年）各号より作成。

表2 「帝室統計書」の華族世襲財産設定表

年次	十五銀行	日銀	正金	勸銀	興銀	拓銀	郵船	田畑	山林	宅地	公債
1897	89,558	3,770	560	—	—	—	6,290	2,327	3,012	967	2,079
1906	103,583	4,967	4,361	248	—	—	14,892	2,882	4,449	1,342	2,022
1909	104,036	4,997	4,521	548	2,000	—	10,917	2,903	5,009	1,375	3,714
1912	105,319	5,047	4,521	548	2,000	50	11,171	2,917	5,273	1,458	4,293

- (註) 「帝室統計書」（大正3年版）より作成。田畑・山林の単位は町。宅地は千坪、宅地が原表で反別で記載されているものは坪に換算した。なお、大阪府農工銀行80株の記載があるが省略した。

この「帝室統計書」の数値も決して正確なものであるとも考えられない。というのも、1897年度の第十五銀行株をとってみると「官報」では93,680株となっており、この年度には解除公示は見出せないから、「帝室統計書」の89,558株という数値は少なすぎるように思われる。また、同行の1912年末についてみると、「官報」によれば110,674株（解除株を差引いた数）であり、「帝室統計書」では105,319株となっている。このような5,355株という誤差は、世襲財産の検討にとっては無視できないものである。また、田畑と山林の設定反別の開きも大きい。1897年の田畑・山林を合わせた総反別は、「官報」公示数が5,512町歩

（解除数を差し引いたもの）となっており、「帝室統計書」では5,339町歩であるから、その差は173町歩となる。1906年では「官報」の7,366町歩に対して「統計書」は7,271町歩となっており、ここでも前者が95町歩多いことになる。ところが、1912年には「官報」の数値8,196町歩に対して「統計書」は8,190町歩というように、ほぼ等しくなっている。このようにある年次をとると、田畑・山林の総設定面積が著しく違っているのは、私の集計が「設定願」の日付けによっており、「統計書」が華族局の認可の日付けを取っているということによるかも知れない。それにしても、「統計書」と私の集計とでは田畑と山林の設定面積は著しく違っている。それは、私の場合には、「田・畑畔・山林共」と表記されている場合には田畑に加えたためである。例えば、岩倉具定が明治19年8月16日に千葉県東葛飾郡豊四季村の「開墾地芝地宅地畑同計三十九町三反一畝十九歩」を世襲財産として設定しているが、私はこれを田畑として処理した。また、同年十月に戸田忠友が栃木県河内村に所有していた「田畑宅地合計反別一町六反一畝十六歩、田山林藪合計四町八畝二十歩」も田畑として計上したためである。こうした事例は極めて多いから、「帝室統計書」の田畑と山林の処理にも疑問なしとはしないように思われる。

〔2〕特徴点の概括 二つの表では、かなりの相違があるが、ともに同じような趨勢を示しているといつてよからう。そこで、表1によりながら、世襲財産設定の特徴的な事態について概括的に整理してみよう。

(1) 設定者の動向 まず設定者についてみると、第十五銀行と日本鉄道の設定替えが行われる以前の1886年から1896年にかけての延べ人員は386名であり、実人員は213名となっている。そして設定変更が行われた1897年から1912年までの延べ人員は482名となっているが、その中での新規の設定者は60名である。従って、1886年から1912年までの延べ人員768人・実人員273名となる。「帝室統計書」では1887年末で224名、1912年末で257名となっているから、「官報」公示の設定実人員が16名多いことになる。

これらの設定者をそれぞれの出自に応じて、5年毎に金禄額別に整理すると次のようになる。

表3 金禄額別の設定状況

禄額	人数	1886—1890				1891—1896				1897—1902				1903—1907				1908—1912			
		公	武	新	計	公	武	新	計	公	武	新	計	公	武	新	計	公	武	新	計
万円	設定 [新]	18	120	6	144	44	89	9	142	55	167	17	239	13	89	10	112	18	104	9	131
～100	0/ 3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
～ 50	0/ 9	0	6	6	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
～ 30	0/ 9	0	6	6	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
～ 10	0/45	0	21	21	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
～ 5	4/53	3	29	32	0	11	11	0	2	2	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
～ 3	3/42	2	16	18	1	5	6	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
～ 2	12/41	2	16	18	4	4	8	3	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
～ 1	64/73	8	23	31	16	5	21	5	4	9	1	1	2	0	1	1	0	1	1	1	1
～0.5	22/ 7	0	0	0	12	0	12	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.5～	10/ 1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	3/ 3	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (註) (1) 金禄額と人数（金禄受給者）は細川広世編「日本帝国形成総覽」（明治19年版）による。
(2) 公は公卿，武は大名，新は勲功＝新列華族の略である。/の左は公卿，右は大名の設定者数を示す。
(3) 設定の上段はそれぞれの年間の設定者数であり，1891年以後の下段（「新」）はそれぞれの年間の新規設定者数である。
(4) 金禄額別の設定人員はそれぞれの年間の実人員である。

表3から分かるように，1886年から1890年にかけて144名が設定しており，それは1912年末までの実設定者273名の53%に及んでいる。それも，1886年に46名，87年に45名（延べ人数53名）が新たに設定し，この二年間での実設定者は91名となっている。これは，1890年までの設定者の63.2%にあたる数値である。1886年から1890年までの間での設定者のなかで，とくに目立っているのは大名華族の設定者数であり，その120名という数は1912年末までの同族の設定者総数188名の63.8%にもなっている。また，いま一つ注目すべきことは，この年間に20万円以上の高額の金禄受領者21名のうちの15名が設定しており，そして10万円以上層の45名のうちの21名（46.7%）が，5万円以上層で公卿4名のうちの3名・大名53名のなかの29名（54.7%）が設定していることである。これらの上層華族の具体的人名と設定財産については，節を改めて論じることにする。

1890年といえは，いうまでもなく帝国議会議が開会され，華族層が貴族院議員

として政治過程の表舞台に登場するに至った年であり、この華族層を政治的に結集しようとしたのが上層華族であった。上層華族が世襲財産設定に熱心であったのは、そのことと密接な関連をもっているものと考えてよからう。

1890年までに設定していなかった池田章政（金禄額49万円）と池田輝博＝仲博（同43万円）は1891年に、鍋島直大（同60万円余）も92年に設定し終えた。こうして、30万円以上の巨額な金禄公債所有者は、最後まで設定しなかった蜂須賀茂韶を除いて、全部が設定したことになる。また、10万円以上の大名華族に4名、5万円以上の大名華族11名が96年までに新たな設定者として加わり、1万円以上の公卿華族21名と大名華族14名、さらに5千円以上の少額所有者である12名の公卿華族が設定したことによって、大名と公卿華族の世襲財産の設定はほぼ完了という状況を呈している。

1897年から1902年にかけての急激な増加は、表1でも指摘したように、第十五銀行の民営化とそれに伴う日本鉄道株の設定替えによるものである。このことは、表1をみても明らかであろう。しかし、この年間の設定状況のなかで見落としてはならないことは、表1と表2から分かるように、単なる設定替えにとどまらず日本銀行・正金銀行・日本郵船・その他の株や公債および田畑・山林の設定額が急速に増加していることである。また、1905年から1906年にかけての正金銀行と郵船株の激増と、1906年以後とくに1909年以後の勸業銀行と興業銀行および公債の設定額の激増にも目をとめなければならない。これらの新しい株と公債（それも後で述べるように新規発行公債）が設定されたということは、直接的には日本鉄道や東京海上・北海道炭礦汽船株が世襲財産の設定要件から除外されたため、世襲財産法の規定にしたがって他の財産で補填しなければならないという事情にもとづいている。それにしても、上層華族がその必要性に応えるだけの財産をすでに所有していたということである。

大名華族も公卿華族も5万円以上の金禄公債受給者においては、設定の時期が早く、また設定率もかなり高かったが、それ以下の階層にあっては絶対数はともかくも、比率の上では著しく低くなっている。すなわち、1886年から1912年の全期間を通じて公卿華族111名のうち44名＝39.6%が、大名華族151名のな

かの89名=58.9%が設定しているに過ぎない。もっとも、3万円以上の場合には公卿3名のうち2名=66.6%・大名42名のうち27名=64.3%、また2万円以上層でも公卿12名のなかの9名=75%・大名40名のうち25名=62.5%となっており、その設定者の比率は高いといってよい。だが、2万円未満層以下にあっては、公卿96名のうちの30名=31.2%が、大名81名のなかの35名=43.2%が設定しているに過ぎず、その比率は極端に低くなっていることが分かる。

設定者を全体として見れば、1912年末での公家華族のそれは59名であり、大名は188名であるが、公卿華族137戸・大名華族287戸と対比すると、公卿の設定比率は僅かに43.1%にしか過ぎず、大名華族においても65.5%ということになる。政府が世襲財産法案を提案したときには、年収益500円であれば華族戸数の80%が設定することが出来るとして計算していたのであるから、この実際の設定比率はその予想をはるかに下回っていたという外はない。

(2) 設定株 1890年までに世襲財産の主要なものがほぼ設定されていることである。

第十五銀行についてみると、1890年までに103,680株が設定されており、それは1896年までに設定された総数の84%強にあたっている。また、日本鉄道株についても1896年の総数のほぼ55%に上る16,611株が1890年までに設定され、日本郵船株と宅地の大半もこの年までに設定されている。さらに、田畑・山林の設定面積1,209町は1896年度の総反別の19.3%に当たっている。しかしながら、1892年以後になると、日本郵船株や日本銀行株・正金銀行株・勸業銀行株・興業銀行株およびその他の株の設定が激増していることを見落としてはならない。すなわち、日本銀行株は1892年と1896年の二年で2,150株の設定がなされており、1897年から1912年の間に2,362株が設定されて、総額5,067株となっている。

ついでながら、この日本銀行の最大の株主は内蔵頭=帝室であり、総株数15万株の46.5%にあたる69,660株を所有している。この皇室所有分を差し引けば80,340株が民間の所有ということになるが、そのうちの12.6%=10,123株を華族が所有しており、世襲財産として設定されたのはその中の50%ということに

なる。その設定者を示すと、鍋島直大（1,750株所有—1,500株設定）、前田利嗣（1,000株—全株設定）酒井忠道（840株—全株設定）、酒井忠興（465株—全株設定）、相馬順胤（360株—210株設定）、鍋島直虎（180株—全株設定）、鍋島直柔（180株—全株設定）、毛利元昭（150株—100株設定）、久松定謨（105株—70株設定）、毛利元徳（50株—30株設定）、徳川義恕（50株—全株設定）、宗重望（45株—全株設定）が主な者である。¹⁾

郵船株の場合も1891年から1896年にかけて2,725株が、1897年から1912年の間に13,792株が設定されている。この合計16,517株は日本郵船の総株数44,000株の37.5%強にあたっている。その主たる設定者は、後に示すことにする。正金銀行も1896年以後の設定が多数を占めており、その他の銀行や会社株の設定も同じようにより多額になっていることが知られる。だから、第十五銀行と日本鉄道以外は1892年以後が圧倒的に多かったといえることができる。1900年から1901年にかけてと、1905年から1906年にかけての日本銀行株・正金銀行株・郵船株・その他株・公債および田畑・山林・宅地の設定数が激増しているのは、北海道炭礦鉄道株（1900年）と日本鉄道株および東京海上保険株（ともに1906年）が世襲財産の設定要件から除外され、その欠如額を補填するためであった。このことは、また同時に、株や公債・土地でその欠損額を補填するための資産を華族層が所有していたということも見落としてはならないことを示している。

第十五銀行および日本鉄道以外の銀行・会社設定された株を金額に換算すると、1897年の105万9千円に対して1900年が200万円、1906年が212万円、1909年が212万円、1912年が215万円というように二倍以上に増加している。この間にはさきにいった北炭の11万2千円と東京海上保険の72万円が世襲財産から除外されているから、実質の伸び率はより大きかったといえることができる。この増加は、例えば日本郵船株をみれば秋元興朝が従来の312株に加えて160株を、黒田長成が1,600株に加えて600株を、前田利嗣が新たに4,100株を、戸田氏共が1,000株を増設または新設していることによって生じているのである。²⁾ このことは、他の銀行・会社株についても同様であり、華族が従来から所有していたもの以上に、さらに新たな投資活動によってこの急速な増加をもたらしたも

のと見て差し支えあるまい。このことについては、後で検討することにする。

(3) 土地設定の状況 第三に注目すべきことは、田畑・山林および宅地の設定面積が大きいことである。よく知られているように、領主階級は版籍奉還とくに廃藩置県によって田畑や山林は国家に没収され、殆どといっていいほどかつての封建的土地の領有からは切り離された。にもかかわらず、1890年には1,209町歩の田畑と山林が世襲財産として設定されているのである。それも、僅かに22人によってである。そのなかで際立っているのは、岩倉具定が1886年8月16日と10月22日に千葉県東葛飾郡の約40町歩と群馬県下に所有する14町歩余の田畑・山林を設定したのをはじめ、毛利元徳が東京南葛飾の田畑114町余と山林5町余を、松平忠和は彼の旧領地であった長崎県南高来郡を中心にして田畑222町余を、松浦詮もまた旧支配下の長崎県北松浦郡の田畑約179町を、浅野長勲が広島県下の69町余を、松平容大も福島県北会津郡の田畑約90町歩余を、さらに青山忠允が兵庫県多紀郡の田畑245町歩余をといたところである。そして1891年から95年にかけては5,043町歩という広大な田畑・山林が46人によって設定されている。

こうして、1886年から1895年末までに6,251町歩の田畑・山林が設定された。それは、1912年末の田畑・山林の総設定面積8,216町歩（解除面積を差し引く）の76%にも及んでいることになる。

田畑・山林に関しては殆ど無所有者となったにもかかわらず、僅か二十年の間に大土地所有者として現れたことは奇異の感さえ抱かせる。個々の華族の土地集積についての具体的な解明は、私自身の今後の課題として残しておくことにして、これまでの研究で明らかにされている肥後の細川家の場合を見れば次のようになっている。細川家は、廃藩置県後からいち早く干拓事業に乗り出して、松方デフレの時期までに642町歩の土地所有者となっているが、その後1883年（明治16年）頃から耕地の「巨多之御所有高相増」という状況が進み、1900年には有租地640町歩余、無租地599町歩、合計1,239町歩の大土地所有者となったといわれている³⁾。このことからみても、華族とりわけ大名華族の土地集積は松方デフレの時期に進行したものと見てよからう。この土地集積の基盤

をなしていたのは、金禄公債の利子と第十五銀行の配当金および銀行・会社株の配当金であり、そしてさらに集積した土地からの地代収入であったと考えられる。土地の設定は、1897年以後もひき続き盛んに行われており、とくに日本鉄道と東京海上保険株が除外された直後には507町歩もの田畑・山林がそれに代替されている。

田畑・山林の設定で注目すべきことは、その殆どが旧領地で集積されたものであるということである。華族令が立案される時期の1883年から84年にかけて華族土着論が盛んに唱えられ、そして立案の中心人物であった井上毅も、「華族ヲシテ質朴之風ニ帰ラシメ、華族ノ住ム所土地ノ潤利ヲナス」というようにその積極面を十分に認識していたが、「廃藩置県ノ後、封建ノ余習ヲ脱シ、未ダ十分ノ安堵ヲ得ザルノ時」⁴⁾であるからとしてそれらの意見を退けた。いまや帝国議会が開設され、天皇制国家が新しい局面に入った時点であるだけに、大名華族が旧領地での大土地所有者となったことは、失われた旧領主の権威の回復であると同時に、天皇制国家の支配体制を強化する上でも大きな政治的・経済的意味をもったというべきであろう。

宅地については、廃藩置県によっても没収されなかったために、殆どが旧来の規模で所有しつづけていた。そのために宅地の設定は多くの華族が行っており、1896年までに937千坪が設定され、それは1912年末の設定実面積1,579千坪の61.4%にも及んでいたことになる。個々人の設定状況については、総括表を見ていただきたい。

(4) 公債の設定 第四に、華族層が公債の応募にかなり積極的であったことである。ところが、仔細に検討してみると、金禄公債の設定者は意外に少なく、1886年に4名（堀田正倫90,000円、松平忠和45,825円、九条道孝9,200円、松平定教3,180円）が設定して以後は、1893年の内藤弥三郎（2,000円）、94年度の黒田長成（228,800円）、本庄寿巨（10,000円）、六郷政鑑（10,000円）、毛利元徳（150,000円）の5名を数えるにしか過ぎない。それ以後も1895年1名、96年1名であり、金額もこの2名で35,000円となっている。だから、1886年から1896年までに設定された金禄公債額54万9千円は、設定公債総額213万1千円の

25.7%強に過ぎないことになる。1897年には一挙に14名が124万円を設定し、この年度の公債設定額135万円の91.8%強を占めている。その主な設定者を挙げると、山内豊景379千円余、前田利嗣249千円余、藤堂高紹250千円余、松平忠和80千円、毛利元功70千円、秋元興朝60千円などである。しかし、それ以後になると、1898年1名、99年1名、1900年2名、1901年1名、1902年2名、1903年1名、1904年1名の計9名が242千円余を設定しているに留まっている。金禄公債の設定は、1905年の徳川義礼（6万円）、池田詮政（65千円）、米田虎雄（15千円）、前田利定（5千円余）および1906年1月の阿部正桓（5万円）で終わっている。

このように金禄公債の設定額が設定公債額のなかで占める比率は、1886年の100%、1894年の86.7%、1897年の91.8%、1905年の84.3%を除けば、その他の年度はとるに足りないものであった。にもかかわらず、公債の設定額は年々増加している。この増加は、いうまでもなく他の公債の設定にもとづいている。政府はさまざまな公債発行によって財政的危機を切り抜けようとした。華族層の中には、積極的に公債を取得して世襲財産として設定している。いま、その主なものを挙げると次のようなものがある。すなわち、起業公債（1878年起債、1892年償還）の発行額1,076万円のうちの80万円=7.4%が、金札引換公債（1884年起債、1893年償還）の発行額793万円のうちの7万円余=0.9%が、海軍公債（1886年起債、1910年償還）の発行額1,700万円のうちの41万円余=2.4%が、軍事公債（1895年起債、1910年償還）の発行額5,000万円のうちの41万円余=0.8%がそれであり、また1893年から1908年にかけて発行された五分利付公債や国庫債券の総発行額42,022万円の0.8%にあたる330万円が設定されている⁵⁾。これらの公債の巨額設定者については、次節で検討することにする。

(5) 無設定者 ついでながら、高額の金禄公債受給者であり第十五銀行の株主でもあった著名な華族の無設定者を挙げると、次のような人々である。これらの華族が何故に世襲財産を設定しなかったについては、個別にその理由の検討が必要であり、このことに関しては私自身の今後の課題として残しておくことにする。

表4 無設定者

氏名	藩名	金禄額	十五銀株	氏名	藩名	金禄額	十五銀株
蜂須賀茂韶	徳島	508.9	2,952	吉川経健	岩国	138.5	803
松平頼寿	高松	301.9	1,751	徳川家達	田安	123.6	717
大村純熙	大村	275.0	1,595	近衛篤麿	公卿	59.0	356
毛利元敏	豊浦	217.1	1,259	中御門経之	公卿	28.0	163
徳川圀順	水戸	186.0	1,080	西園寺公望	公卿	23.7	137

(註) (1) 藩名と金禄額は前田長然編『華族明鑑』（大正2年版）。金禄額の単位は千円。

(2) 第十五銀行株は『華族会館史』。単位は1株。

(3) 無設定者は「官報」各号による。

(1) 「日本銀行株主姓名表」（明治35年7月31日）および「官報」による。

(2) 「時事新報」（明治32.3.29）。なお、渋谷隆一編『大正・昭和日本全国資産家・地主資料集成V』にも収録されている。

(3) 千田稔「華族資本としての侯爵細川家の成立・展開」（土地制度史学, 116号）参照。

(4) 『華族会館史』844-45頁, 『井上毅傳, 史料編第一』345-355頁参照。

(5) 公債発行額は「明治・大正財政史」（第11巻, 国債編）により, 設定額は「官報」各号より集計。

3 巨額設定者の状況

与えられた紙数が尽きたので, これについての詳しい分析は後日に果すことにして, ここでは資料解題程度にとどめることにする。

表5は, 1912年末での設定株数500以上か, 株はそれに達しないが公債とくに田畑・山林・宅地の設定面積が大きいものを選びだして整理したものである。

この表からもわかるように, 巨額設定者の殆どが第十五銀行株を設定しており, しかもその額が設定株数のなかで最も多い。ここで注目すべきことは, 巨額設定者の多くのものが当初の所有株よりもより多くの株数を設定していることである。例えば, 阿部正桓, 有馬頼万, 一条実輝, 黒田長成, 戸田氏友, 徳川義礼, 南部利恭, 前田利嗣, 松浦詮, 松平康民らがそうであり, しかも彼らはすでに1886年から1890年の間に当初の所有株を越える株数を設定している。また, 青山忠允, 浅野長勲, 池田章政, 大久保忠一, 酒井忠道, 榊原政敬, 藤堂高潔, 鍋島直柔らも最終的には当初の所有株をはるかに上回る株数を設定し, 岩倉具定に至っては当初のものを2,000株以上も上回るものを設定している。逆に, 池田仲博は再設定期の1897年には当初株より1,022株も少ない株数を,

小笠原忠忱も450株、島津忠亮も504株、宗重正も523株、伊達宗基も438株も少ない株数を設定している。とくに著しく目立っているのは黒田長成の場合であり、1886年には当初の株数2,858株よりも487株も多い3,345株を設定したのに、1903年には僅かに337株しか設定していない。また、鍋島直大は全期間を通じて全く設定していない。徳川家達を設定しなかったことについては、前にも書いた通りである。

このように、巨額設定者を取ってみても当初の所有株を越える株数を設定しているものと、設定替え以前には従前の設定株数よりはるかに少ないものを設定しているもの、また全期間を通じて全く設定しなかったものというように様々な状況を見出すことができる。このことは、第十五銀行株がかなり多く移動していたことを意味する。その状況を整理してみると、次のようになっている。

表6 第十五銀行株の移転状況

氏名	元株	1899	氏名	元株	1899	氏名	元株	1899	氏名	元株	1899
島津家	9,822	11,016	黒田長成	2,858	337	有馬頼万	1,829	2,324	伊達宗基	959	1,044
前田家	6,929	4,100	徳川家達	3,274	4,021	井伊直憲	1,827	1,875	吉川経健	803	403
毛利家	6,425	6,901	岩倉具定	2,929	5,145	松平頼聰	1,751	1,751	三条公美	377	1,320
浅野長麿	3,685	4,500	山内豊景	3,875	3,420	池田政章	2,842	3,333	細川護成	4,525	4,622
鍋島家	3,501	1,098	戸田氏共	1,329	2,047	藤堂高紹	2,417	2,877	池田仲博	2,494	2,594
徳川茂承	4,095	5,000	久松定謨	1,742	1,790	松浦詮	960	2,000	松平直亮	1,827	1,632
徳川義礼	4,282	4,393	酒井忠道	383	1,367	松平康荘	1,628	1,671			

(註) (1) 元株は創設時の所有株であり（「華族会館史」）、1899年の持株数は「時事新報」（前掲）により作成。

(2) 前田家は、「官報」によると1897年(明治30)8.14に3,500株、1906年2.15に1,200株を、さらに同年9.29に1,000株を設定しており、この間に解除してはいないから設定数の合計は5,700株となる。従って、1899年の4,100株はその後さらに買い足されたものと思われる。

これでも分かるように、島津家、浅野家、徳川茂承家、岩倉家、松浦家の集積は際立っており、逆に前田家、鍋島家、黒田家、山内家、吉川家、松平直亮家の所有株の減少が著しい。とはいっても、これらの人々が没落したのではない。それどころか、この人々は日本銀行や正金銀行・勸業銀行・興業銀行をはじめ日本郵船・東京海上・北海道炭礦汽船といった巨大銀行・会社の大株主となっており、それらの銀行・会社株を世襲財産として設定しているのである。

日本銀行株の設定者については既に述べたので、設定株のなかで多い日本郵船株についてみると、1886年から1890年にかけて、有馬が100株、鷹司が750株、

一条が850株、岩倉が380株、大久保が200株、二条が650株、松平忠和が26株、三条が350株をそれぞれ設定している。また、1891年から96年にかけては鷹司が再び181株、鍋島直虎が310株、一条が10株、前田利嗣が84株、黒田長成が40株というように、さらに1897年から1902年の間には前田利嗣が1,400株、黒田長成が1,100株、佐竹義生が500株を、そして日本鉄道や東京海上が除外される1903年から1907年にかけて黒田長成600株、山内豊景1,340株、前田利嗣212株、戸田氏友1,000株、前田利嗣3,800株、秋元興朝160株、佐竹義生500株、亀井茲明245株が設定されている。だから黒田は1,740株、鷹司は合計931株（うち21株解除）、一条が860株、佐竹義生が1,000株、前田利嗣が296株（うち84株解除）、前田利嗣5,200株ということになる。表1では、郵船株の全設定数はこれら巨額設定者の設定数よりもはるかに多いから、他の華族もかなり所有していたことになる。それらについては、総括表を参照していただきたい。

ついでながら、設定の対象とはなっていないが、第一銀行の大株主にも名を連ねている華族は多い。例えば、徳川家達は1902年の株主名簿によると3,333株、鍋島直大は2,223株、戸田氏友は666株、松平康荘は667株、前田利嗣は306株¹⁾というようになっている。

このようにみえてくると、巨額設定者は巨大銀行・会社の大株主となっており、まさに金利生活者として早くから登場していたとすることができる。その資金の基礎をなしていたのは、いうまでもなく金禄公債と第十五銀行からの収益であったとみることができる。

さらにいま一つ見落としてならないのは、田畑・山林の所有についてである。このことに関しては、前に少し触れておいたが、具体的人名を挙げてみると次のような人々が表5から取り出せる。すなわち、毛利元功の437町歩余（山口県都濃郡）、青山忠允413町歩余（兵庫県多紀郡）、徳川義礼233町歩余（名古屋市）、毛利元徳374町歩余（埼玉県足立郡24町歩余、宮城県名取郡108町歩余、福岡県下の97町歩余、山口県下43町歩余）、浅野長勲240町歩余（広島県下）、松平忠和2,163町歩余（長崎県および神奈川県下）、池田仲博235町歩余（鳥取県下）、松平頼英299町歩余（愛媛県下）、大給近道302町歩余（大分県下）、島津忠亮1,172町歩余（宮崎県

および神奈川県下), 相馬順胤650町歩(宮城県と福島県), 三浦頭次107町歩余(岡山県真島郡), 南部利恭115町歩(岩手県下), 松平容大150町歩(福島県), 京極高德80町歩(香川県), 相良頼紹57町歩(熊本県), 黒田長成50町歩(福岡県), 池田章政321町歩(岡山県)などが巨額の田畑・山林を設定していることが分かる。

これらの巨大設定者については、世襲財産として設定していない諸財産とともに機会を改めて分析することにするが、設定財産の限りでも巨額の金禄公債受給者の殆どが巨額の株所有者であり、また大土地所有者それも旧領地の大地主所有者として急速に復活したことは明らかである。いいかえると、華族、とりわけ大名華族は大金利生活者としてばかりでなく大地主として、日本資本主義の形成・発展過程の重要な担い手としての役割を果たしたばかりでなく、天皇制国家の階級的基礎の重要な一環を構成していたといえることができるであろう。

[お詫び—本稿は時間と枚数との関係から未完のまま投稿せざるをえなかった。戸木田教授に深くお詫びする次第である。]

付表 世襲財産設定状況 (十は第十五銀行、()内は元株数、鉄は日本鉄道、郵は日本郵船、公は公債、()は解除)

藩名	氏名	禄券	1886~90	1891~96	1897~1902	1903~07	1908~12
佐賀	阿部政敬	16	+80(96), 山7.78	—	+80	—	—
棚倉	阿部正功	25	+144(144)	—	+144	—	—
福山	阿部正恒	172	+1,150(997), 鉄道 520, 宅17,280	田5.05, (田2.78)	+1,150, 田1.83, 宅127, (宅142)	公100,000, 田1.03, (田1.03, 宅1)	田3.42, 公50,000, (宅30)
半原	安部信順	22	+500(130)	公1,700	+63	—	—
公卿	安部秀季	15	—	—	+90(88)	—	—
勲功	相浦紀道	28	—	—	鉄100, 公15,000	—	—
篠山	青山忠允	93	公11,100, 田245.24, 山0.75, 宅8,977	鉄128, 公10,000, 田96.28	+650(538), 公 15,000, 田63.37, 宅1,094, (宅233)	郵120 +70, 田6.63, (田 0.77)	公10,500 田23,300, 田0.04, 山2.10, (田0.12)
麻田	青木信光	18	—	—	+105(105), 鉄100	公8,000, 宅730, 山 0.02	[山0.02, 宅720]
館林	秋元興朝	166	+980(976), 鉄404, 郵312, 宅4,146	+20, 公10,000, 田 66.63, 宅297, (鉄 200)	+900, 鉄600, 正金 80, 公60,000, 田 44.47, (宅3.44, 宅 1,392)	正金20, 郵160, 公 35,000, 田0.72, (+100, 田9.69)	田0.12, 宅240
広島	浅野長勲	635	+3,865(3,865), 鉄 200, 田98.01, 宅 13,420	田8.82, 宅624	+3,865, 田95.50	+1,000, 田0.20, 山0.71, (田0.01)	山1.12, (田0.02)
公卿	飛鳥井雅望	16	—	+70(95), 公4,200	+70	—	—
公卿	油小路隆見	10	—	+38(53), 公1,400	+38, 鉄54, 公100	宅1,076, (公100)	—
久留米	有馬頼万	315	+2,000(1,829), 鉄 400, 郵312	田33.66, 山1.40	+2,324, 鉄2,692	+730, 田1.19, (田 0.12, 山1.40)	田0.03
磐城	安藤信守	17	+105(99)	—	+105	—	—
彦根	井伊直憲	315	+1,826(1,827), 鉄 400, 宅2,624	—	+1,827, 正金586, 鉄1,600, 田29.30, 宅15,926	—	田1.65(田0.55)
矢島	井伊親忠	17	—	+100(99), 宅4,979	+100, 鉄70	—	—
歙	伊東祐弘	65	+543(377), 鉄200	—	+543	+200	—
勲功	伊集院兼知	—	—	—	鉄254, 郵200, 北辰 200	—	—

功 勳	伊知地正一郎				公100					公24,150 宅1,277
功 勳	井上匡四郎	490		郵350, 公27,700 公20,000						宅1,277
岡 山	池田 章政			田 +2,300(2,842), 79.30, 宅15,876	公100					田0.03, 山283.01
岡 山	池田 勝吉									
岡 山	池田 政和				十、鉄					公26,000
鴨 方	池田 政保	31	+204(184), 鉄20		公5,000, 田6.21, 宅3,501					公5,000, 田1.57, 〔田1.53〕
生 坂	池田 政礼	19	+128(113)		公100					
鳥 取	池田 仲博	430		公3,000						
鹿 奴	池田 源	34		+2,594(2,494)	十、鉄					
功 勳	池田 謙斎				公5,000, 田6.21, 宅3,501					
公 卿	石井 行昌	9			十、鉄					
下 館	石川 車之	27			公100					
龜 山	石川 成秀	79			十、鉄					
公 卿	一条 実輝	29	+271(169), 鉄140, 郵710, 宅4,571	鉄686, 海上58, 郵 10, 北炭70, 田0.92, 〔宅371〕	公100					
西大路	市橋 虎雄	22	+120(128)							
安 中	板倉 勝觀	35	+80(203)							
高 梁	板倉 勝弼	29	+171(171)							
山 上	稲垣 太祥	17	59(98)							
鳥 羽	稲垣 長敬	47	+300(272), 鉄28, 宅533	十、鉄						
功 勳	稲田 寿植				十、鉄					
白 杵	稲葉 久通	100	+610(583)							
公 卿	今城 定徳	10	+59(59)							
龜 田	岩 隆長	24								

公卿	岩倉具定	62	十2,200(2,929), 鉄400, 郵380, 田39, 92, 宅1, 992, 山0.47, [山0.47]	十120	十5,000	—	宅500
谷米公卿	上杉勝賢	13	十77(77)	鉄30, 公5,000	十77	十33	公13,500
公卿	杉上茂	101	十586(586)	鉄500, 公48,000	—	十300 [公900]	—
公卿	園松雅平	9	—	十40(56)	十40	—	—
公卿	梅園実紀	10	—	十51(61)	十51	—	—
公卿	梅溪通善	9	—	—	十58(56), 鉄53	—	—
府内	大給近道	44	十252(252), 鉄160	十52, 鉄206, 田42, 00, 宅2, 229, [十200]	田36.71, [宅4, 943]	田258.93, 35.37	(田)
小倉	小笠原忠忱 一長幹	237	—	十1,409(1,375), 鉄589, 公65,000, 宅13,070	田1.79	十510, 田4.00, 宅552, [鉄580]	—
唐津	小笠原長生	87	十458(508), 鉄40	—	十450	—	—
安志	小笠原貞季	17	十100, 宅376	公10,100	—	—	公10,100
豊橋	大河内信良	89	十525(508), 鉄42, 郵40, 田4.33, 宅5,373	—	十525, 鉄480	—	—
芝村	織田長純	18	十105(105)	—	十105	—	—
柏原	織田信親	26	十152(152)	—	十152	—	公100,000
柳本	織田信及	23	十133(133)	—	十133	—	—
天童	織田信敏	16	十93(92)	—	十104	—	—
岩槻	大岡忠貴	37	十164(214)	—	十164, 田4.44	十50, 鉄189, 郵105, 宅331	—
西大路	大岡忠敬	13	十74(74)	—	十74	—	—
山中小田原	大久保教正	18	—	十150(108)	十150	—	—
小田原	大久保忠一	26	—	十500(485), 鉄300, 田0.21, 山6.08, 宅8,021	田1,000, 鉄700, 30.09, 山0.17, 宅8,478, [田5.88, 44]	公100,000, 田2.46, 宅639	公122,500
鳥山	大久保忠順	26	十149(149), 田0.66	田20.87	十149, 鉄136	公6,800	公6,000
勲功	大久保一翁	—	郵200	公10,000	公10,000, 宅587	宅193, [郵50, 宅14]	田0.07, 宅466

公卿	九条通孝	61	十399(354), 郵390, 公12,000	公34,000	十399, 田12.10, 宅 7,245	—	公44,000, 田5.18, 宅370
三田	九鬼隆輝	52	—	—	十314(345), 鉄287, 田3.01, 宅6,194, 〔鉄287〕	—	—
公卿	久我通久	23	—	十135(135)	十181	—	—
公卿	久世通章	10	—	十60(62)	十100	—	—
関宿	久世広業	57	十340(322), 宅 3,455	—	十340, 鉄400	宅859,〔宅141〕	—
福知山	朽木綱定	36	—	—	十250(213), 鉄250, 宅425	公10,000, 田0.09, 〔宅427〕	公10,000
秋月	黒田長徳	60	—	十50(345), 山19.62	—	—	公10,000, 宅366, 〔田0.65〕
秋月	黒田長敬		*長徳の嗣子	郵40	十100	十120, 郵20,〔公 6,500〕	—
福岡	黒田長成	510	十3,345(2,958)	鉄40, 公10,000	十1,500, 郵1,000, 田28.00, 山49.00, 守2,000	十337, 鉄550, 郵便 248, 郵600,〔公 10,000, 郵1,000〕	宅150
公卿	倉橋泰顕	10	—	十50(58)	十58, 鉄53	—	公50,000, 宅150
公卿	桑原為昭	9	—	—	十41(53), 鉄90	—	十91, 宅224
園部	小出英延	40	—	—	十177(232), 鉄161, 宅1,515	—	—
福江	五島盛主	25	十100(143)	—	十143	—	—
公卿	嵯峨公勝	24	—	十140(139), 宅 4,811	十140	—	—
公卿	嵯峨光勝		*公勝の嗣子	宅127,〔十61〕	—	—	—
勲功	佐々木高行		—	十177(0), 郵350	十177	—	—
秋田	佐竹義生	313	十2,000(1,818)	畑7.18	十1,500, 鉄500, 郵 500, 山48.82, 田 27.63, 宅1,960, 〔十500, 田7.45〕	—	—
姫路	酒井忠興	243	—	—	十1,471(1,409), 日 銀465, 鉄2,879, 公 95,000, 田0.27, 山64.55,〔田6.38, 宅196〕	十50, 正120	宅1,088,〔宅724〕

伊勢崎	酒井忠彰	25	十 178 (144), 田 13.30	十26, 宅1.848, [十 204]	—	宅1.162	公10.500
松嶺	酒井忠匡	27	十155(155)	宅3.996	宅3.612	宅3.833	—
小浜	酒井忠道	145	十942(838)	—	日親500, 鉄2.000, 宅49.976	日親340, 正金70, 鉄608	—
鞠山	酒井忠亮	15	—	十 89 (104), 公 19.500	十154	—	—
高田	榑原政敬	122	十 804 (762), 田 14.00	—	十1.000	—	—
人吉	相良頼紹	65	十 377 (377), 田 46.35, 宅3.176	田5.74	十 377, 田 1.91 宅 2.366	田2.57	田0.37, (宅292)
公卿	桜井供義	11	十72(67), 鉄22, 宅 652	—	十125	—	宅531, [宅652]
尼崎	榑井忠胤	90	—	十344(562), 田1.90, 宅652	十344, 鉄314	—	公38.400
松代	真田真幸	181	—	—	十1.051(1.051), 宅 6.175	田0.58, 宅1.151, [宅16]	—
公卿	沢宣亮	20	十77(53)	—	十159, 鉄50	—	—
公卿	三条実美	65	十769(377), 郵350, 宅4.110, 公35.000	公17.500	十615, 鉄1.000, 公 17.500	—	田0.03, (宅7)
公卿	清水谷信光	15	—	十105(91)	—	—	—
公卿	芝山孝豊	10	—	十58(59)	十 59, 鉄 53, 公 5.900	—	—
佐土原	島津忠亮	204	十1.182(1.182)	十99, 田240.17, 宅 10.666, [十496]	十678, 田0.34, 宅 993, [宅1.205]	田0.85, (田1.47)	—
鹿児島	島津忠義	1.323	十7.673(7.673), 山 18.08	—	—	—	宅70
鹿児島	島津久光	—	十2.185(2.185), 山 6.08	—	十2.285	—	—
公卿	白川資訓	10	—	十50(71)	十71, 鉄64	十 2, 鉄 2, 公 5.500	公 4.450, 宅 150, [公4.450]
琉球	尚泰	—	十150(0)	—	—	—	—
勲功	杉孫七郎	—	郵200	十910(0), 北炭100 [北炭100]	鉄 200, 宅 1.229, [北炭100]	—	—
高島	諏訪忠礼	49	十294(286), 鉄40	十 6, 鉄20	十 300, 鉄 314, 公 30.000	—	—

高島 勲	諏訪 清樓	忠元 家重	* 忠礼の嗣子	—	田0.37, 宅594, [公30,000] 宅648	—	宅942
敷原 宗	相馬 誠胤	重正 重正	鉄350 十687 (735), 宅3,584	公17,000 十80, 公10,000, 田25,07, 宅494, [十180]	宅164, 鉄355, 日銀45, 正金80, [公10,000]	—	—
中村 公	園池 公静	胤 静	十713(440), 鉄300, 日銀210	田334.27, 山12.32, 宅3,450	十713, [田8.35, 山0.31, 宅251] 宅235, [宅175]	田1.25, [田0.38]	—
一仙 台	伊達 宗基	不顯 基	—	十70(67), 宅1,191 田5.06, 山25.61, 宅1,448	十142, 鉄129	田13.70, 宅414	—
今公 三	竹腰 正己	宗基 己	十521(959), 鉄342, 田41.69, 宅9,249	田0.08	十521, 鉄342, 田115.99, 山4.23	田1.10	—
公池 三	立花 種基	真幸 基	—	公10,399 十63(53)	鉄50, 郵65 十72, 鉄65	—	—
公池 三	鷹司 照通	種基 通	十81(81)	—	十100	—	—
公池 三	高岳 季	紀安 彦	十128(107), 郵750, 宅636	鉄224, 郵181, 公10,000, 田16.00 [14,500, 郵21]	十545, 田2.00, 山18.00	—	—
公池 三	高岳 種正	安彦 正	—	十44(53) 鉄779	十74	—	—
公池 三	千屋 直	有梁 直	—	十47(75) 十100(545)	宅55 十47, 鉄43	宅523	—
弘前 黒	津輕 承叙	承叙 叙	十1,444(1,444) 十100(100)	—	十545, 田1.81, 山17.43 十1,444	—	公112,250
新庄 宇都宮	戸沢 正美	正美 友	十480(408) 十156(122), 田9.40	山12.80, 宅2,046, [十156]	十100	十64, 鉄100, 田1.47	—
大垣 野	戸田 氏友	氏友 友	十2,000(1,329), 鉄1,000	—	十508, 鉄1,000	—	—
野村 松	戸田 氏良	氏良 泰	十86(86), 鉄20, 宅953	—	十2,000	—	—
松本 康	戸田 康	康 泰	十850(708), 田1.66, 山13.87, 宅2,257	—	—	—	—
					十815	—	田418.77, [田0.52] 12]

曾我野	戸田 忠 義	21	—	—	公債 25,000, 田 11.87	—	—	—
大野	土井 利 興	91	—	十529(529), 田2.93, 宅37.771	—	—	—	—
久居	藤堂 高 義	78	十450(454)	公20,000, 宅2.094	十354, 鉄383	—	—	—
津	藤堂 高 潔	417	十2,417(2,417)	—	十2,500, 鉄2,500, 公250,000	十377, 鉄900, 公 165,000	公464,500	—
名古屋	徳川 義 礼	738	十4,366(4,282)	田232.51, 宅28.226	十4,366, 鉄400, 畑 0.76, (田2.95)	日銀50, 鉄 3,360, 郵200, 公 140,000, 宅5,515, (十750)	田2.44, (宅3,364)	—
和歌山	徳川 茂 承	706	十4,176(4,095), 鉄 2,151, 宅48,317	—	十4,176, 宅1,950	—	宅1,071	—
公 卿	徳大寺 斐 則	17	十156(100), 鉄90	宅1,515	十156	十24, 公1,700	十20, 公72,100	—
岩村田	内藤 正 恕	15	—	十87(87)	十87	—	—	—
村 上	内藤 信 任	62	—	十507(360), 鉄56, 宅1,600	十520, 日鉄500	公21,650	公21,000	—
延 岡	内藤 政 拳	76	—	—	十370(440), 鉄353, 公70,350	公48,000	公246,440	—
高 遠	内藤 弥 三郎	44	—	十250(257), 鉄100, 公2,000, 宅13,898	十300, 鉄285, 公 46,900	鉄100, 郵3, 京釜 鉄100	郵180	—
岡	中川 久 成	144	十350(833)	—	十500, 畑1.12, (宅 512)	—	—	—
高 槻	永井 直 諒	60	十349(349)	宅3,016	十350, 日鉄350	宅993	田0.56	—
公 卿	中山 忠 能	40	十369(230), 鉄327, 宅2,541	日鉄199, (十114)	十373, 日鉄581	—	宅1,243, (宅2,505)	—
蓮 池	鍋島 直 采	60	—	十325(366), 鉄403, 日銀220, 北炭鉄110 船310	十352	十205	—	—
小 城	鍋島 直 虎	81	—	日銀1,000, 鉄3,000, 郵2,000, 宅40	日銀500, 日鉄2,000	—	—	—
佐 賀	鍋島 直 大	603	—	北炭 3,610, 公 15,000, 田121.90, 宅25,589, (十667)	十544, 田4.10, (鮮 10.78)	畑0.02	田10.61, 公15,000, (田0.04, 宅562)	—
盛 岡	南部 利 泰	238	十2,310(1,381), 田 9.86, 宅3,391, (宅 1,426)	—	—	—	—	—

熊本	坊城	利延	—	十55、*利章分家	十55、鉄100、公5,500	—	公5,800
熊本	細川	護成	十4,526(4,525)	—	十4,526、公300,000	鉄5,000	公300,000
熊本	細川	興成	*護成に分家	—	田146.80	—	—
茂木	細川	興實	十82(82)	—	十87	—	—
宇土	細川	行真	十143(243)	田81.55	—	—	—
高瀬	細川	利水	十261(261)	—	十261	—	—
飯田	堀親	親篤	—	十488(262)、鉄332、田6.26、宅3,669	十488、田0.28、(田0.28)	—	—
岡崎	本多	忠敬	十419(419)、鉄24、宅23,228	—	十419	—	—
神戶	本多	忠実	十140(143)	—	十140	—	—
飯山	本多	実方	十226(226)	宅3.316	十130、公10,000、畑0.45、宅1,316、[宅3,707]	田2.53、[公10,000、宅1,026]	—
山崎	本多	貞吉	—	—	十50(140)、鉄50、公10,000、宅690	公11.250	公8,400
福井	本多	副元	—	—	田3.73、宅1,882	—	—
志筑	本堂	親雄	—	—	十43(47)、山21.39	—	—
佐野	堀田	正頼	十128(117)	—	十128、鉄200	公5,000	—
佐倉	堀田	正倫	十1,000(991)、鉄300、公90,000、田13.40、宅3,677	公10,000、宅1,821、[宅5,497]	十1,000、鉄1,000、公200	宅4,013	公5,000 公90,100
高富	本住	寿巨	十65(71)	公10,000、(+65)	鉄59、公5,000、山0.43	(山0.46)	—
勲功	真木	長義	—	—	鉄100、郵100	—	—
七日市	前田	利昭	十70(70)	—	十70、鉄60	公5,400	公10,000
金沢	前田	利嗣	十7,082(6,929)、鉄1,800、公166,600	十166、鉄2,002、日銀1,000、正300、公152,050	十3,500、鉄6,000、郵船1,400、公399,600	十2,200、正1,960、郵3,800、公65,000、宅207	十100、興銀2,000、勸業300、公730,000、郵300、田1.83
大聖寺	前田	利豊	—	十415(307)、鉄226、公4,500、郵84	十215、鉄140、(郵84、公4,500)	郵212、[鉄230]	—
富山	前田	利同	—	十910(910)、鉄150	十910	—	—
長島	増山	正治	十155(155)	—	十155、鉄148、宅651	公13,000、宅166、[宅619]	—

公 平	柳 戸	町 尻	量 衡	9	— +1,100(960), 田 282.53, 山152.77, 宅12.757	+50(53)	—	—	—	—	—	—	—	田23.81, 宅81, (田 0.22)	田23.64, 宅81, (田 0.22)
植 川	松 浦	松 浦	靖 康	15	—	+88(88)	+88	—	—	—	—	—	—	—	—
桑 名	越 井	松 井	義 定	86	—	+400(503), 鉄41	+400	—	—	—	—	—	—	—	—
鶴 田	松 平	松 平	修 定	76	+441(441), 公 15.605, 宅27.406	田4.43, 宅1.404, (公7.258)	+341	—	—	—	—	—	—	—	田6.300, 宅103
上 田	松 平	松 平	武 忠	60	+348(348), 宅600	—	+348, 鉄318	—	—	—	—	—	—	—	—
松 江	松 平	松 平	礼 亮	91	—	+530(530), 宅 2.002	+530	—	—	—	—	—	—	—	—
清 崎	松 平	松 平	直 亮	315	+1,827(1,827)	宅2,773	+1,632	—	—	—	—	—	—	—	—
明 石	松 平	松 平	直 静	13	+93(77), 鉄16, 宅 556	鉄7	+93, 鉄111, 宅286	—	—	—	—	—	—	—	宅154
母 上	松 平	松 平	直 徳	138	+800(800), 宅 9.275	公20,000	+700	—	—	—	—	—	—	—	—
山 橋	松 平	松 平	直 哉	16	+100(92)	—	+100	—	—	—	—	—	—	—	—
前 斗	松 平	松 平	信 安	21	+128(1,229), 鉄20, 宅393	—	+122	—	—	—	—	—	—	—	(+122, 宅393)
西 条	松 平	松 平	基 則	203	—	+600(1,081), 鉄74, 北炭138, 公89,500, 宅18,994	+1,181, 鉄426	—	—	—	—	—	—	—	—
福 井	松 平	松 平	容 大	18	+107(107), 鉄100, 正金30, 宅1,220, 山88.00	鉄65, 田35.76, 宅 1,793	+102	—	—	—	—	—	—	—	—
津 島	松 平	松 平	頼 英	60	—	+441(351), 田 299.20	+331	—	—	—	—	—	—	—	—
岩 村	松 平	松 平	康 壮	280	+1,628(1,628), 田 1.10	宅111	+1,628, 鉄2,300, 正金150, 田21.26, 宅1,524	—	—	—	—	—	—	—	宅133, (宅243)
			民 和	120	+1,000(699)	—	+1,000	—	—	—	—	—	—	—	—
			忠 命	139	+850(810), 鉄266, 公50,725, 郵26, 田 209.15, 宅7,855, (公37,200)	田5.38, 山1,490.00, 宅998, (鉄288)	+815, 鉄500, 公 80,000, 田0.10, 宅 33, (宅33)	—	—	—	—	—	—	—	公15,000, 田0.20, (田0.05)
			乘 命	78	+271(272), 宅 2,074	—	+272, 鉄205	—	—	—	—	—	—	—	—

杵	松平親信	62	—	—	—	—	—	—	—	—	—	田2.24
安	松平忠敬	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
僧	松園直嘉	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
舞	牧野弼成	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
笠	牧野貞肇	76	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小	牧野康強	33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
菊	万里小路通房	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小	水野忠敬	64	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
諸	水野忠宝	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官	水谷川忠起	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
真	三浦頭次	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公	三室戸雄光	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田	三宅安寧	138	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新	溝口直正	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勲	陸奥広吉	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勲	森清	124	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐	毛利高範	1.108	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
德	毛利元功	1.108	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山	毛利元徳	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
赤	藤長祥	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

高知	山内	景	668	13,433(3,875)	公10,000	13,500, 鉄635, 公418,300, [十500]	郵700, 公40,000	公185,000
勲功	山尾	庸三		—	田2,29, 宅10,583	—	—	—
勲功	山岡	鉄太郎		郵200	—	—	—	—
牛久	山口	弘達	14	+82(82), 田0.33	—	+82	—	—
成羽	山崎	治敏	14	+55(83)	—	+55	+55, 公2,500	公2,500
村岡	山名	義路	11	+76(66), 公800	公3,300, 田0.46	—	—	—
勲功	山路	元彦		—	—	郵100, 公5,000	鉄190, 公20,000, 宅1,249	公13,500, 田0.65, [宅1,249]
公卿	山本	夷庸	9	—	+56(56)	+61, 鉄83	+30	—
公卿	柳原	前光	18	—	+1,195 (104), 公9,550	+252, 公500	—	公9,550
郡山	柳沢	保申	178	+1,093(1,034), 鉄300, 公10,000	—	—	田6,09, 山0.17	公10,000
公卿	吉田	良正	19	+150(111), 鉄50	—	+115, 鉄345, 公20,000	+35, 公18,000	公30,200
龍崎	米津	政賢	12	—	—	+66(73), 鉄50	—	—
龍野	脇坂	安斐	91	+500(531)	—	公81,000	+695	公81,400
本庄	六郷	政鑑	60	+347(347)	+247, 公35,000, [十100]	田6.60, 宅797	—	—
公卿	六角	博通	9	—	+50(53)	+50, 鉄40	—	—
公卿	六条	有熙	12	+60(68)	—	+70, 鉄64	—	—
伯岡	渡辺	寛綱	21	—	—	+100(127), 鉄100	+20	—
盛岡	南郡	利淳	分家	—	—	—	田10.61, [宅562]	—
吉井	吉井	信宝	10	—	—	—	—	—
水口	加藤	克明	37	—	—	—	—	十491 (495), 公15,000
苗木	遠山	英彦	18	—	—	—	—	公111,500
勲功	米田	友雄		—	—	—	—	十106 (105), 公18,000, 田21.22
勲功	野村	友太郎		—	—	—	公15,000	—
勲功	長岡	護美		—	—	—	日額200	—
勲功	中根	己巳		—	—	—	鉄2,000, 公200,000	公100,000
忍	松平	己忠		—	—	—	—	公5,250